二　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第六項の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付けに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする設備資金に係る特定資金の貸付け（前条第六項の適用を受けた特定資金の貸付けを除く。）

五　前条第四項に規定する特定資金の貸付け等

六　第三条第三号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

七　第三条第四号に掲げる者のうち、被災地域（東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の区域並びに原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長の指示に基づく要請を受けた地方公共団体及び行政機関の調査結果に基づき出荷自粛等の要請が行われた地方公共団体の区域をいう。）の農林畜水産物等を継続して調達するものを対象とする特定資金の貸付け

八　第三条第五号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であって、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（当該中堅企業及び当該大企業が属する企業集団の資金管理を行い当該中堅企業及び当該大企業に資金融通を行う中堅企業及び大企業を対象とする特定資金の貸付けを含むものとする。）

九　第三条第五号に掲げる者及び同条第六号に掲げる者（同条第一号又は第五号に掲げる者の生産する部品又は代替困難な製品（当該部品又は代替困難な製品を使用して生産された部品又は代替困難な製品を含む。）を使用して製品を生産しようとする者に限る。）のうち、中堅企業及び大企業であって、下請企業等関連産業が幅広い国内企業、又は下請企業等関連産業が幅広い国内企業の事業の継続に不可欠な企業を対象とする特定資金の貸付け

十　前条第十二項に規定する特定資金の貸付け

3

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、公庫、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年一・四パーセントとする。）。

二　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫、沖縄公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

三　前項第二号に掲げる者（最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者、又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・三パーセントとする。

四　前項第二号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

五　前三号は、同時に適用することができるものとする。

六　前項第三号に掲げる者（最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

七　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八　前二号は、同時に適用することができるものとする。

九　前項第四号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

十　前号は、第一号から第四号まで、第六号及び第七号と同時に適用することができるものとし、次号及び第二十一号と同時に適用することができないものとする。

十一　前項第五号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十二　前号は、第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号及び第二十一号と同時に適用することができないものとする。

十三　前項第六号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十四　前項第七号に掲げる者（最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。